

◆第2回公共調達監視委員会議事録◆

開催日時 平成29年9月5日(火) 14:00～
開催場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

<委員>

勝木 重三 公認会計士(委員長)
田中 住江 司法書士(委員長代理)
山川 均 弁護士・公認会計士(抽出委員)

《開催経過説明》

事務局 ただいまより、平成29年度第2回福井労働局公共調達監視委員会を開催いたします。審議開始までは、事務局で進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

さて、本日の監視委員会は、全委員に出席をいただいておりますので、監視委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、開催にあたり、総務部長よりご挨拶を申し上げます。

《総務部長挨拶》

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

また、当局における調達事務におきましても、常日頃より多大なご協力等をいただいておりますことを、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、国の予算執行・調達に係る適正かつ透明性の確保、効率性の向上に対して、委員の皆様のご協力を賜りながら適正な契約事務の遂行に努めているところです。

本日については、「平成29年4月から6月までの間に契約を締結した案件から抽出いただきました10件」をご審議いただくものですが、皆様方の忌憚のないご意見を賜り、引き続き、今後の適正な事務処理に活かして参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

《委員紹介》

事務局　それでは、委員長挨拶とこれからの進行を、勝木委員長にお願いしたいと思います。

《委員長挨拶》

本日は、「平成29年度 第2回目の公共調達監視委員会」ということで、よろしくお願ひいたします。

さて、財政健全化の前提として、国の適正な予算執行が求められているところです。つきましては、本委員会におきましても、「労働局が締結する契約が適正に執行されているか」という観点で積極的審議をお願いいたします。

なお、本委員会の前の8月9日に開催されております「公共調達審査会」におきまして、審査件数25件、全てにおいて「特に指摘を受けることはなかった。」との報告を事務局より受けておりますので、申し添えさせていただきます。

まずは、抽出委員による抽出結果の報告をお願いいたします。

《抽出結果報告》

抽出委員　それでは、抽出結果をご報告いたします。

本日は、10件を抽出しております。

まず、事前に事務局より、「平成29年4月から6月までの3ヶ月間に契約が締結された『対象案件34件』に係る関係資料の提出」を受けました。この34件は、全て「物品役務」ということで「公共工事」はございませんでした。

なお、監視委員会設置要綱第6条の「抽出の方法」により、10件の内訳としては、競争入札案件を6件、随意契約案件を4件となっており、抽出に当たって、競争入札案件については、落札率が50%～60%と非常に低いものを中心に選んでおります。他には予定価格が高いものや、落札率が逆に高すぎるため、疑念を持ちやすいような案件を選んでおります。

随意契約案件については、契約金額が高額なもの及び新規案件や過去に審査の対象としていないような案件を中心に選んでおります。

《契約案件の審議》

- 1 「平成29年度 自動車保守管理業務（単価契約）（共同調達）」について事務局より説明

委員 落札業者と不落の業者1者の価格が非常に近かった。車検の費用は落札業者の方が安かったが、油脂液類の補充又は交換の費用は不落業者の方が安かったということだったのか。

事務局 そういうことである。予定数量に係る総価での入札となるため、落札業者の入札価格で契約を行ったものである。

委員 予定価格の積算は、昨年度の実績なのか。

事務局 昨年度は入札ではなく、随意契約を実施して複数の業者から見積書を徴取しており、今回の予定価格はこの見積書の額の平均を予定価格として積算している。昨年度の実績ではない。

委員 昨年度より価格がかなり下がったとみるべきなのか、落札業者が今回はがんばったということの良いのか。

事務局 昨年度の実績も落札率が60%ほどであり、さほど変わっていない。

委員 低落札率が抽出対象になるように、予定価格と落札額との差が離れているのはあまり良いことではない。業者側が落札するために無理に低い額で入札しているのでないのであれば、予定価格の積算を考えてもよいのではないかと思う。少なくとも来年度は今回の入札状況を踏まえて積算するべきと思う。

2 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」について事務局より説明

委員 昨年度と同じ業者が契約しており、昨年度は予定価格に近い額で入札きたのに、今回、これだけ低落札率で入札してきたのは何か理由があるのか。

事務局 事業自体は昨年度も実施しており同じ業者が落札していたが、本年度より事業の内容に一部変更が行われている。昨年度までは広報が主体の委託事業であったが、本年度より事業所に直接訪問して指導等を行うといった委託事業の内容に変更しており、予定価格では予算上で可能な訪問事業場の上限数で積算を行ったが、業者においては現実的に訪問が可能な事業場数により入札額を計算してきたため、その差が予定価格と契約額との差となったものである。

委員 この案件については、落札率が60%を下回り低価格調査基準額以下ということで、低入札価格調査を行っているが、この60%

の根拠はどこにあるのか。

事務局 予算決算及び会計令第84条で予定価格1千万円と規定しているが、厚生労働省の内規で落札額との割合が60%以下について低入札価格調査を行うこととしている。

委員 調査の基準や調査項目についても内規なのか。調査手法としては、現地へ赴いたり、呼び出したりといった調査をすることになっているのか。

事務局 内規である。調査手法に詳細な定めはなく、本案件については書面の提出や電話での確認調査等により実施した。現地に赴くことはしていない。

委員 調査の結果、問題があった場合にはどうなるのか。

事務局 不落札となる。

3 「平成29年度 地域若者サポートステーション」について事務局より説明

委員 特になし

4 「平成29年度 就職支援セミナー事業」について事務局より説明

委員 この契約業者は昨年度も契約していた業者なのか。

事務局 昨年度の落札業者である。

委員 昨年度も契約していたにも関わらず、1回目の入札で不落札になったのは何か理由があるのか。

事務局 昨年度より予算が削減されたため、予定価格が下がっている。業者としては、昨年度と変わらない前提で入札してきたため、不落となり、2回目の入札に至ったものである。

委員 資料の予定価格積算内訳において、管理費と管理費（人件費）、事業費と分かれているが、管理費（人件費）と事業費との間が分かれていない。実際はどこまでが管理費で、どこまでが事業費なのか

事務局 管理費と記載されているものが管理費であり、管理費（人件費）と記載されているのは、事業費の人件費の誤りである。積算内訳の記載どおりであるが、分かりづらい記載となっており、次から注意することとする。

5 「平成29年度 非正規雇用労働者待遇改善支援事業」について事務局より

説明

委員 契約者が社会保険労務士事務所であるが、そもそも福井県非正規雇用労働者待遇改善支援センターというところが、この事業の入札に参加すればよいのではないか。

事務局 このセンターの設置をすることが委託事業であり、別件の介護安定センターのような既存の組織ではない。この案件の場合は、社会保険労務士事務所が同センターを設置して事業を行うということである。

委員 先ほどの案件と同じく、予定価格の積算内訳と契約内容の内訳が大きく乖離している。積算内訳では人件費494万、管理費160万、事業費268万となっているが、契約書の内訳では管理費と事業費にしかわかれておらず、管理費のうち人件費が109万、事業費が769万と大きな差がみられるが、落札した以上は問題なしとして扱うのか。

事務局 契約の際には、必ず内容を確認している。その上で事業の実施が可能と判断している。また、内訳における積算根拠は必ず提出させており、その内容も確認して判断している。なお、予定価格積算内訳の人件費は、契約書上では事業費に含んでおり、管理費には含んでいないので、特に問題なしと判断している。ただし、予定価格積算に当たっての記載方法を改めることとしたい。

委員 1回目の入札には参加なしとなっているが、参加業者の声掛け等は行ったのか。

事務局 新規の事業ということもあり、複数の事業者の声掛けを行っていたが、1回目の入札には参加者がいなかった。入札参加資格を持っている社労士事務所がいくつかあるため、それぞれに当たってみたが、2回目の入札において、1者のみの参加となったものである。

6 「「働こう！ふくい」会場設営・撤去業務委託」について事務局より説明

委員 特になし

7 「平成29年度 福井労働局労災補償課分室に係る賃貸借契約」について事務局より説明

委員 特になし

8 「平成29年度 福井公共職業安定所敷地に係る賃貸借契約」について事務局より説明

委員 単年度契約を行っているのか。複数年で契約を行っているわけではないのか。

事務局 特別なケースで国庫債務負担行為という複数年契約を行う場合があるが国会の承認が必要となる。通常の契約の場合は国の予算上、単年度契約となる。

委員 建物は国のもので、土地が福井市のものということで、土地は単年度契約を行っているということか。

事務局 そういうことである。県や市の土地の上に国の建物を建てているケースが当局においても何件かある。

9 「平成29年度福井ヤングハローワーク施設に係る賃貸借契約」について事務局が説明

委員 契約書の契約解除条項に甲乙それぞれが3か月前であれば契約が解除できることになっている。借りた側が3か月前というのは有であるが、貸す側の都合で3か月前のタイミングで出て行けというのは、借りた側からしたら非常に大変なことである。外した方が良いと思う。ちなみに案件7については、借りる側も貸す側も6か月前であればとなっている。国側としては特に基準等はないのか。

事務局 特に基準等はなく、貸す側が用意した契約書の内容にて判断しているものである。特に貸す側によって当局から解除条項を区別しているわけではない。

委員 福井県との共同の事業と理解したが、国と県が一緒に契約して負担を分けるということはないのか。

事務局 国と県が連携してワンストップで行えるようにといった事業であり、まるつきり同じ事業を行っているわけではない。同じフロアで一緒に仕事をしているが、国と県の業務は分かれている。

委員 では、どちらかが先に事業を辞めて契約を解除するということもあり得るのか。

事務局 考えにくいですが、あり得ないわけではない。

10 「官用車（小型自動車1台）の購入（交換）契約」について事務局より説明

委員 予定価格に近い契約額となっているが、業者側がしっかり合わせてきたということで良いのか。

事務局 おそらく、あまり値引きしてもらえなかったと理解している。

11 その他（これまでの案件について）

委員 委託事業の管理費と事業費の特に人件費の区別がはっきりしていないように思われるので、予定価格の積算においては注意してもらいたい。

《総 評》

委員長 それでは、質問・意見も出尽くしたようですので、本日の審議をまとめますと、特に問題はないということで承認してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、本日の審議結果を、監視委員会設置要綱第5条第5項に基づき、事務局の方で福井労働局のホームページで公表するとともに、中央監視委員会あてに報告して下さい。

《閉 会》

委員長 以上をもちまして、福井労働局公共調達監視委員会を終了いたします。皆様、本日はご苦労様でした。